総務建設常任委員会

平成27年11月12日

葛 城 市 議 会

務建設常任委員会 総

平成27年11月12日(木) 午前10時37分 開会 1. 開会及び閉会 午後2時00分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 西井 覚 西 川 朗 副委員長 委 員 内 野 悦 子 IJ 岡本亙司 吉 村 優 子 IJ 阿古和彦 IJ 赤 井 佐太郎 IJ 下 村 正 樹

IJ

欠席した委員 な

4. 委員以外の出席議員 川村優子 議 員 IJ 白 石 栄 一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

農林課長

〃 補佐

市 長 山下和弥 副市長 生 野 吉 秀 総合政策企画監 本 田 知 之 まちづくり統括技監 松 倉 昌 明 企画部長 米 井 英 規 企画政策課長 岩 永 睦 治 〃 補佐 浩 高垣倫 情報推進課長 松村昇道 総務部長 山本真義 土谷宏巖 都市整備部長 都市整備部理事 兼建設課長 木村喜哉 産業観光部長 下 村 喜代博

池原博文

福森伸好

商工観光課長 岸本俊博

6. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 寺田
 馨

 書記
 中井 孝 明

 " 新澤 明子

 " 谷 口 亜 耶

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第65号 葛城市道の駅かつらぎ条例を制定することについて

議第66号 平成27年度葛城市一般会計補正予算 (第4号) の議決について

開 会 午前10時37分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。先ほど本会議で総務建設常任委員会に付託されました案件 について、慎重審議を図りたいと思います。皆さん方、ご協力の方よろしくお願いしまして、 簡単ではございますが挨拶にかえさせていただきます。

委員外議員の出席は、川村議員と白石議員でございます。

一般傍聴についてお諮りいたします。

本委員会については一般の傍聴を許可することとし、傍聴人の入退室も許可いたしたいと 思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び傍聴人の入退室を認めることといたします。

(傍聴者入室)

西井委員長 なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ただいまより、本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第65号、葛城市道の駅かつらぎ条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

下村観光部長。

下村産業観光部長 産業観光部長の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第65号、葛城市道の駅かつらぎ条例を制定することにつきましてご説明申し上げます。

本条例につきましては、地方自治法第244条の2、第1項の規定によりまして提案させていただくものでありまして、本条例の内容につきましては、第1条で、設置の目的といたしまして、道路利用者の利便性の向上に供するとともに、地域情報の発信、地場産品の販売等を通じて、観光、産業及び文化の振興を図り、地域の活性化と魅力ある地域づくりに資することを目的としております。次に、第2条で、この道の駅の名称、位置につきましては、名称は道の駅かつらぎ、位置は葛城市太田1257番地となっております。次に、第3条で、この道の駅の事業の目的といたしまして、道路利用者の休息の場の提供に関する事業、特産品、地場産品の販売及び普及に関する事業、観光情報、道路情報、その他地域の情報の発信に関する事業等となっております。次に、第4条で、この道の駅の施設の構成といたしまして、農産物直売所、飲食物販売施設、多目的室、観光・道路情報提供施設、多目的広場、公衆便所、駐車場となっております。次に、第5条で、この道の駅の開館時間は別表第1のとおりとなっておりますが、指定管理者が管理上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができるとなっております。次に、第6条で、この道の駅につき

ましては休館日を定めておりませんが、指定管理者が管理上特に必要があると認めるときは、 市長の承認を得て、道の駅の全部または一部を休館できるとなっております。次に、第7条 で、この道の駅の管理につきましては、葛城市公の施設における指定管理者の指定手続等に 関する条例に基づき、法人その他の団体であって本市が指定する指定管理者に行わせること ができるとなっており、第8条で、指定管理者が行う業務として、別表第2の区分に規定す る施設の利用の許可等に関する業務、第4条に規定する施設、附属設備及び備品の維持管理 及び修繕に関する業務、利用料金の徴収に関する業務となっております。また、第9条で、 指定管理者の指定の期間は指定の日から起算して5年とする、ただし、指定期間の満了後の 再指定を妨げないとなっております。第10条ではこの施設を利用するに当たっての許可の関 係、第11条では施設の利用許可の取り消しの関係、第12条では施設を利用する権利の譲渡の 禁止となっております。第13条では道の駅に入館しようとする者の入館者の制限の関係、第 14条では施設の利用に関する条件について定めておりまして、金額については、市長の承認 を得て別表第2に定める金額の範囲内において定める額となっております。また、第15条で は利用料金の収受の関係、第16条では利用料金の減免の関係、第17条では利用料金の不還付 等について規定しております。第18条では、利用者及び入館者が施設等の利用に際し、その 責めに帰する事由により当該施設等を汚損し、破損し、または滅失したときは、指定管理者 の指示するところに従い、これを現状に回復し、また、その損害を賠償しなければならない となっております。第19条では、第7条の規定によらず、道の駅の管理を市長が行う場合は、 第5条、第6条、第8条、第10条、第11条及び第13条から第18条までの規定中、「指定管理 者」とあるのは「市長」と、第8条、第14条から第17条まで及び別表第2中、「利用料金」 とあるのは「使用料」と読みかえるとなっております。第20条では、この条例に定めるもの のほか、道の駅の管理及び運営に関する必要な事項は規則で定めるとなっております。また、 この条例の施行日につきましては、附則の中で、この条例は規則で定める日から施行すると 規定しておりまして、葛城市道の駅かつらぎ条例の施行期日を定める規則を定めまして、そ こで本条例の施行期日を指定するものであります。また、準備行為といたしまして、附則の 中で、第7条の規定によります指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、 この条例の施行日前において行うことができると規定しております。

以上で道の駅かつらぎ条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いします。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

阿古委員。

阿古委員 葛城市道の駅かつらぎ条例第4条の、道の駅は次に掲げる施設その他当該施設に附帯する施設をもって構成する。1から7まで挙げていますが、1の直売所、それと2の加工施設、3の多目的室、4の観光・道路情報提供施設、それと5の多目的広場、6の公衆便所、7の駐車場と挙げていますけども、この中で確認しておきたいのが、5の多目的広場、これはどのエリアまでを指した施設になるのかということをまずお答え願いたいと思います。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 おはようございます。農林課の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 ただいまご質問のありました多目的広場でございますが、これにつきましては地域振興棟 の西側の部分でございます。面積は1万2,000平方メートルでございます。 以上でございます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 そうしますと、当初の計画はたしか3万3,000平方メートルですね。それで、下の方の道の駅といいますか、トイレと情報提供施設、それと中間のエリアの農産物販売施設、加工施設、それと、西の方の古墳等が含まれるエリア3万3,000平方メートルの下の部分を除いた部分全てという理解の仕方でよろしいですね。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 そのとおりでございます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 ということは、更に西の、公園ではありませんけども、吸収源対策公園緑地事業の部分は 含まれていないという理解の仕方でいいということですね。わかりました。

じゃあ、関連して質問したいと思いますけども、吸収源対策公園緑地事業のエリアにつきましては、9月議会でも質問したんですけども、今現在、道の駅を建設しようとしているエリアが非常に危険なエリアであるということで、吸収源対策公園緑地事業の中でその危険を軽減する工事がされるということを確認しているんですけども、9月議会でも聞いたんですけども、そのスケジュールですね。といいますのは、あそこを通っていますと、下の部分の昭和仮設リースのエリアのところに、土が傾斜状に盛り上げていられるのが下からでも見えている。せやから、工事のスケジュールと、最終的にはどういう形で土砂災害を軽減するための工事というのをされるのかということを再度聞かせていただきたいと存じます。

西井委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。ただいまの阿古委員のご質問について、吸収源 対策公園緑地事業のスケジュールにつきましてご説明申し上げます。

現在、吸収源対策公園緑地事業の範囲につきまして、盛り土部分の上部の土砂を取りまして、委員がおっしゃいました下の土地のところに盛り土をしている状況でございます。この盛り土につきましては当然、盛り土の安定勾配を保った状況で造成していっております。安定した状態に土を盛っていく工事を行っております。その工事が完了後に、県の方の砂防事業ということで、法面の排水及び小段の整備というのを県の方で実施していただく予定になっておりまして、今年度の中でその工事を進めていただく予定になっております。その後、県の工事が終わりましたら、平成28年度に入りまして、また市の方で緑地公園の整備を進めていくスケジュールになっております。

委員がご心配いただいておりますのり面の危険性につきましては、県の砂防工事におきま して、排水ですとか小段の整備、こちらの方を実施することによりまして一定安定性を保て るというふうに考えておりまして、その後行われる市の方の公園整備というのは、基本的に 修景といいますか緑化を進めていく工事になっておりますので、法面の対策につきましては、 県の工事が完了のところで一定終了するというふうに考えております。 以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 下から見ると削っている部分というのはなかなか見えないんだけども、多分それの南側の部分で土砂を取られて下へおろしてこられて、昭和仮設リースから買ったそのエリアに土を傾斜状に積み上げているというのが今の現状ですね。それはほぼ完了したという理解の仕方でよろしいんですね。見ていると、僕は期日をもうちょっと実は聞きたかったんやけども、9月のときにはたしか10月中というような返答だったように記憶しているんやけども、せやから、ほぼ終わっているという理解の仕方でよろしいんですか。

それと、県の砂防工事は平成27年度中に完了しますよ、それが終わって平成28年度には緑地公園の整備事業に入りますよという理解の仕方でよろしいですか。

西井委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 ただいまの阿古委員のご質問につきまして、大変申しわけありません、ただいま 市の方で実施しております土砂を下の方におろす工事は、委員がおっしゃるとおり10月中と いうことで進めていると思うんですが、正式な工期の方を認識しておりませんでして、また 確認の上、回答させていただきたいと思います。その後の大まかなスケジュールにつきまし ては、委員がおっしゃったように県の工事が平成27年度中に行われて、平成28年度から公園 の整備を進めていくというふうなスケジュールになっております。

以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 また工期の方は後で連絡ください。いつごろ終わるのかというのが非常に気になりますので。

この議論の中で、今、多目的広場という第4条のところに触れたのは、今言っている緑地公園、吸収源対策のそのエリアをどうやって管理していくんだという議論をずっとやってきた経緯があるんですよ。その中で、その吸収源対策のエリアも、やはりこれは道の駅の附属部分として管理していくんだというような話があったようにも記憶していますので、せやから、あえて今言っている多目的広場というのはどこまでを指すのですか。指定管理するに当たってのエリアで、もちろん今言っている緑地公園の部分も含めますと言われるのか、それとも、いやいや、それはもう含みませんと言われるのかというのは、実は緑地公園の面積というのは非常に広いんですよね。当初の3万3,000平方メートルよりかかなり広いエリアになりますので、それの管理というのはこれから将来大変な管理になっていくと思いますので、ですから、その辺の確認を再度しておきたいと思います。

西井委員長 生野副市長。

生野副市長 ただいまの再質問でございます。当然、吸収源対策公園緑地事業と申しますのは別事業 という形で行っておるわけでございまして、当初の計画の中ではそれも含んでの指定管理という議論もしていたわけでございますが、この完成時期が、先ほど都市整備部長が申し上げ

ましたように平成28年度の完成ということでございますので、何分5へクタールという広い 面積でもございますので、今後十分な協議を行っていきたいというように考えております。 以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 十分な協議をお願いしたいと存じます。

それと、今回のこの条例というのは、当然施設ができてから効力を持つ条例ですから、その内容等については通常の指定管理の条例とさほど変わりはないだろうと理解しているんですけども、1つ気になるのが、本会議場でも質疑がちょっとありましたけども、指定管理者の募集とその手続についてのスケジュールをまず確認しておきたいと思います。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの指定管理者のスケジュールでございますが、本議会終了後、早急に最終調整を いたしまして、早急に公募をする予定でございます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 公募されるのはわかるんですけども、じゃあ、今言っている指定管理者を選定する方法であるとか、例えば、いつごろまでにどういう手続をとって、どういうことをしますということを聞かせていただきたいんですけども。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 公募のスケジュール予定でございますが、現在の予定でございますが、手続開始の告示につきましては11月16日の予定、募集要項配布期間につきましては16日から19日までの予定で行いたいと思っております。質問の受付期間につきましては11月19日まで、質問の回答通知につきましては11月20日、同じく申請書類の提出期間でございますが11月20日から11月26日までの予定、同じく候補者の選定につきましては11月27日、審査結果の発表につきましては11月27日、議決につきましては12月議会でお願いしたいと思っております。

西井委員長 阿古委員。

以上でございます。

阿古委員 かなりハードなスケジュールですね。その中で、旧當麻地域では防災無線なんですけども、 先日から放送されている中で、あれは農林課が募集されているんですかね、農産物の部分だ けだったのかな、出店といいますか、出荷される方の募集をされていますよね。その状況を まず聞かせていただけますか。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 農産物の出荷の状況でございますが、現在230件ほど応募がございます。 以上です。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 その230件の内訳を、例えばどういう形でも結構です。専業の方も兼業の方もいろいろお られると思いますけども、どういう構成になっていますか。

西井委員長 福森課長補佐。

福森農林課長補佐 農林課の福森です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの阿古委員の質問にお答えさせていただきます。農産物の直売所の構成ですけども、市内の農産物、それから市内の加工、その他民芸とか、そういう形の募集と、それから、あと、市外につきましては農産物、加工とか、全部含めてその3つに分かれて受け付けをさせていただいております。

内訳ですが、手元に資料がございませんので、後からまた報告という形になります。申し わけございません。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 これは必ず連絡くださいね。というのが、その230件というのをどう考えるかということなんですよ。例えば、規模等は違いますけど、農産物の直売所で一番話題になっているのが、奈良県の中ではまほろばキッチン。橿原市にあるJAの農産物直売所ですね。出店者数、幾らだと思われますか。その辺は当然つかまれているんですよね。スタートの時点で1,100件ですよ。それで、多分今現在は1,300件を超えていると思います。それで年商が10億円ぐらいのものですね。それもJAがやっていますから、兼業農家ではなくて、専業とかプロの人たちの数がそれだけあってされているということなんですよ。

例えばの話ですよ、これが230件あって、1人当たり年間100万円販売されたとしますよね。どういう構成かと聞いたのは、専業の人なんですか、兼業の人なんですかということについて、1件当たりの出される出店数も変わってくるし、量も変わってきますからね。当然専業の方でしたら100万円分の出荷というのはできるやろうけども、兼業の人で年間100万円分の農産物等を出荷するというのは、かなりハードで難しいことですよ。そうすると、仮に1件当たり年間100万円の売り上げがあったとしますね。そうすると、230件だと幾らですか。2億3,000万円ですよ。ですから、いつも言うんだけども、そういうものをつくるのであれば、つくるだけの素地ですとか準備というのはやっておかないと、230件で本当に目標とする8億円、10億円、当然ほかのもの、鮮魚と肉、いろいろこれから入ってくるんでしょうけど、本当に可能なんでしょうかね。その辺をきっちり行政の中で精査して判断しないと大変なことになってしまう。もし230件が多いと感じられているんだったら、大変なことだと思いますよ。近くに例がありますからね。1回その辺をちゃんと確認される方がいいのと違うかな。1,300件で10億円を売ろうと思ったら、1人当たり幾らですかね。そういうふうなシミュレートをされるのがいいのではないかと思います。

それと、もう一つ、スケジュールについてこだわったのは、テナント募集の説明会というのが、もう先週に新聞折り込みで入っているんですよ。それで、出されているところが株式会社道の駅かつらぎというところですよね。僕は、手続があると思うんですよ。まず議会で、こうこうこうですよという手続を踏まれて、こういう行為をとられるのはいいんだけども、これであれば、どう審議しようが、もう議会は関係ありませんやんか。もう先に、道の駅かつらぎがテナントの説明会をしますよと言ってチラシをまいてますやろ。行政としてどういう手続をとられるのか。いや、そんなんもう関係ありません、やりたいようにやりますと言うんだったら、議会なんか必要ないですよ。その辺はどう判断されているんですかね。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 11月14日の土曜日に、株式会社道の駅かつらぎがテナント、ワゴンショップの募集説明会をされていることは聞いております。これにつきましては、株式会社道の駅かつらぎが会社としての準備行為として行われていると、市としては判断しております。以上でございます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 準備行為はこの中でもうたっていますよ。この条例が制定されても、これ以前に準備行為 はできますよというのはうたっているわけで、例えばそれであれば、今言っているように16 日から告示があるんでしょ。あるのであれば、別にこれは14日でなくても、それ以降でもいいのと違いますか。例えばどういう提示をされているのか、行政としてどういう契約内容で 持っていくのかというのは、もう決まっているんですか。そういうやり方というのは、今までから言うんやけど、議会軽視そのものですよ。少なくともこの条例の審議が終わった後で そういう行為に入らせるという手続をとらないと、議会みたいのはほっといてもよろしいで すというやり方です。こういう手順を踏むということを、行政はそれで本当にいいと思っていますの。

西井委員長 池原課長。

池原農林課長 市といたしまして、株式会社道の駅が14日にするとお聞きしたという形の判断であります。準備行為として判断しております。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 別にこれは14日でなくても、チラシをまくのはきょう以降、12日以降でもよかったのと違いますか。議会というのは市民の代表として出てきているんやから、やっぱりこういう非常に話題性の大きい事業については、市民の代表としての議会の仕方とか、例えばそれの認め方というのは、当然民主主義なんだから、手続はあるわけですよ。せやから、その手続を踏んだ後にそういう行為に入らせないと、それだったら、例えば議会でこれを否決しますということになったときに、どうなるわけですか。せやから、必ず手順を踏むようにというのはもう何度も何度も言っているんだけども、同じことを繰り返されるから、こういうことを言う羽目になるんですよ。準備行為だというのはわかりますよ。準備されているんやというのはわかるんだけども、この条例でちゃんと準備期間をうたったものを上げてきているんだから、少なくともそれが終わってから開始してくださいよとか、チラシをまいてくださいよとか、そういう具合にしないと、議会みたいなのはあってもなくても一緒ですというような、議会軽視と言わざるを得ない手続をとられるというのは、非常に遺憾ですよね。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、阿古委員の質問とかいろいろあったわけで、私もこの募集のことについて非常に気にはかけておりました。今、部長から説明を受けたときには、議決をいただけるという前提で16日に告示をすると。配布が16日から19日、申請期間が20日から26日。実際に、本当に公募して、誰が応募できる状態にあるのか。それであったら、いろんな議論があるけども、こん

なん、後で議事録に残って怒られるかわからへんけど、株式会社道の駅かつらぎを設立していますと、そこに指定管理をせざるを得ませんと、ですから、議会の議決が必要だからこういう手続をさせてもらいますと、もうはっきり言われたらどうですの。本当にここにおられる職員で、こんな1週間で公募しました。応募がありますか。私はないと見ていますよ。そういうことをするのであれば、はっきりしたらどうですの。実際に募集してやるのは、私の記憶ではウェルネス新庄とこれと、2回目だと思いますわ。普通、入札の総合評価であっても、こんな期間でできない。それを無理にこういうふうに、議決をとらないといけないからやっていますというのだったら、部長、もうはっきり言われたらどうですの。

準備期間やと言われているけど、白石議員の質問の中で、議決がおりて初めて準備期間になるわけやけども、今、阿古委員が言われているように、もう出店募集もしている、チラシもこうして配っている。誰から見ても、もう株式会社道の駅かつらぎが指定管理しますと言っているのと同じことやと思いますわ。そこら、やっぱり、もう正直に言われたらいいのと違いますの。こんなん何ぼ議論しても、前を向いて行く話と違います。実際この募集は誰から見ても、この期間で募集をして、はい、私も行きますと、できることはありません。私はそう思いますので、その辺、どういうふうに考えておられるのか、お聞きしたいと思います。それから、この募集の中で、まず補てんをするのか、しないのか。あるいは白石議員が言われているライフサイクルコスト、いわゆる修繕費、その分を幾らまでは管理者が負担しますと必ず明記しないといけない。それがどういう内容になっているのか。

ここで、休館日は基本的にはない、市長が定めたら休館日をつくれますよと、これはまあ 当然だと思うけども、考え方として、この施設については休みがない、正月の期間、年末の 期間も休みはないという解釈でこの条例はなっていると思いますけども、その辺の方をどう いうふうに考えておられるのかということを、まずお聞きしたいというふうに思います。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時13分 再 開 午前11時30分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

先ほどの質問に対する答弁からお願いいたします。

生野副市長。

生野副市長 岡本委員のご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、テナント募集の件でございますが、これにつきましては、先ほど池原課長が準備行為というような答弁をしたと思いますが、あくまでもこの条例に基づく準備行為ではないと解釈いたしておるわけでございまして、これにつきましては、設立されております道の駅かつらぎが、指定を受けるべく意欲を持たれまして、そういう中で募集をされたかというように認識いたしておるわけでございます。

そして、公募の募集期間が短いんじゃないかというご質問でございます。それにつきましては、葛城市の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の施行規則に基づきまして、市長が指定管理者の公募ができることとなっておりますので、確かに委員ご指摘の

ように期間は短いかもわかりませんが、あくまでも公募を行いまして指定管理者を決定して いきたいというように考えております。

そして、ライフサイクルコストの件でございます。これにつきましては、地域振興棟、道路情報棟もこの指定管理者に管理をお願いいたすわけでございますが、それにつきまして、当然、地域振興棟につきましては、全ての光熱水費等の維持管理に係る経費につきましては指定管理者で行っていただくということでございます。そして、ご指摘のあった修繕等の件でございますが、募集を行うまでの今の要件として考えておりますのは、1件の修繕が20万円以下の場合につきましては指定管理者で行っていただく、20万円を超える場合については市が予算の範囲内で行っていこうというような予定をいたしておるわけでございまして、この指定管理期間につきましても5カ年ということでございますので、当然施設の完成後、そういう大きな修繕は出てこないというふうな予測もあるわけでございまして、今後、この金額等につきましては、次回の指定管理者のときに再検討も行っていきたいというように思っているわけでございます。

(削	除)
	·

以上です。

西井委員長 岡本委員。

―――最初のスタートからおかしいわけやん。何ぼ理事者に執行権があるのか知らん

けども、私の思うようにやっていくんだとやっているのと同じことですよ。こんなんがほかに知れたら、本当にみんながきちっとやってくれているんだなという思いになるのか。私だって給料はもらっている。いささかの税金も納めさせてもらっている。市民のみんなも一生懸命働いて税金を納めてくれているわけやん。しゃあしゃあとこう言われたら、とてもやないけど、そうですかと言えないのと違いますか。市長、どうですの。

西井委員長 市長。

山下市長 いろいろなご意見、拝聴いたしておきます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 ちょっと市長、真面目に答弁してもらわないと、意見を拝聴しておきます、やかましく言ったってこんなん通るんやないかと言わんばかりの話やん。それはないと思いますよ。委員長、どうです。私が無茶を言っているのかどうか知らんけども、もともと私らだって、出てきたものを反対するつもりで出てきたのでも何でもない。しかし、中をこうして聞いていったら、みんながこれに賛成できる状態であるのかどうか。そうですやろ。せやから、やっぱり理事者の方もきちっと、いろんなことがあるけども、ひとつこういうことでという答弁とか、今後一切こういうことはしませんよというようなことを言ってもらったら、私らだって、そうですかとなるけども、このままずっとこう言われたら、私らもどっちにしていいのやら判断がつきません。どうです、委員長。

西井委員長 市長、もう一遍丁寧な答弁をしてください。

山下市長 今、岡本委員がおっしゃいました。また、阿古委員からもいろいろとご指摘をいただきました。理事者は予算編成権をいただきながら、また執行権もいただきながら、さまざまな事業に取り組ませていただいております。それを、議決権を有する議員の皆様方に、こういうものであるからご理解いただきたいという形でお示しさせていただく。その中で、今おっしゃったようなことが、議員として、やはりいろいろと指摘したい事項があるというふうにおっしゃっていただく。その点、いろいろと反省すべき点もあろうかというふうに思います。またいろいろと事業が進捗する中で、できるだけ皆さん方からご指摘いただくことを少なくするために努力を続けるということをお誓い申し上げまして、しっかり頑張ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 市長もなかなか答弁しにくいと思いますけども、今の話を聞いていたら、今後はこういう ことのないように努力をするというふうに受けとめたというふうに思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 私は先ほどの市長の拝聴するという話とかを伺って、やはり、建物は建てますけれども後は一切市は出せませんという言葉に責任を持っていただきたいというふうに思うんです。でないと、今おっしゃったことも全部、また次変わられたら私たちも判断しようがないという思いがありますので、しっかりと責任を持っていただきたいと申しておきます。

それと、負担金は一切市は負担しませんね。それをもう一度確認しておきたいんですけれども。これからも負担していくということなんですか。さっき副市長がおっしゃったけれども、市長は当初、負担金はありませんという話でしたね。

西井	:季	昌長	₹ 副	市長。
<u></u>	-><	ᆽᅩ		J 1 1 3 1 1 C

	この施設は道路情報棟と地域振興棟、多目的広場をもって3万3,000平方メートルであるわけでございまして、先ほど来申し上げていますように、——————
	(削 除)
おい	いて管理を行っていただきます地域振興棟につきましては、先ほど修繕等のことも申
げか	とわけでございますが、それにつきまして、20万円以下の場合につきましては指定管
で彳	_{了っ} ていただく、それを超える分につきましては市の方というようなご説明を申し上
わり	ナでございます。それにつきましては、今の募集要項の中でうたっていく予定をいた
おる	るわけでございまして、再度申し上げますけども、5年間という期間の指定管理でご
まっ	すので、当然今後につきましては、5年後に募集するときに検討していきたいという
に見	思います。そして、多目的広場につきましても指定管理者が管理を行っていただくわ
<u></u>	ざいまして、その中で、先ほど岡本委員のご質問の中で、—————
	(削 除)
うち	ものでございますが、先ほど来、全てを市長が指定管理者に指定させると岡本委員か
ご扌	指摘があったわけでございますが、確かに市長が申しておりましたのは、地域振興棟
につ	つきましては指定管理者の責においてしていただくのは当然のことでございますので
のi	Dを再度答弁させていただくというように思います。
Ĩ	以上です。
員長	阿古委員。
員 -	
	(削 除)

(削	除)
(HII	- P/N /

西井委員長 副市長。

生野副市長 私の答弁を取消しさせていただきたいと思います。ただいま阿古委員ご指摘のように、 私の答弁が大変まずかったわけでございまして、この第4条にあるべき全ての分につきまし ては指定管理者が行うということで、私の勘違いと申しますか、答弁が適切じゃなかったこ とをおわび申し上げまして、私の答弁の取消しを委員長の方にお願いいたしたいと思います。 以上です。

西井委員長 先ほどの答弁を取消しすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 先ほど副市長から議事録の発言を取消ししてくださいということでございましたので、 皆さん、ご了解お願いいたします。ここで暫時休憩します。

休 憩 午前11時45分

再 開 午前11時47分

西井委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。岡本委員。

岡本委員 金額についてやけども、条例どおりやっていくのはいいけど、先ほど言って私も切ったけども、道路部分だとか、地域振興棟だとか、全部市の建物やんか。この中で、今、阿古委員が言っているように、第4条に、全てという言葉がいいのかどうか知らんけども、3.3平方メートルの中にある土地も施設も全部指定管理者で管理するということを明言しているわけやん。その中で、私が引っかかっているのは、一番当初のこの道の駅のときに市長がはっきり言っているわけやん。建物は市で建てますけども、後は一切市は負担しませんということでスタートしているから、今、副市長が言っているように、あなたを責めているのと違うで、あなたが言っているように、そらわかるやん。道の駅は24時間や。電気代もようけ要るやん。例えば水代も要るやん。そらわかるけども、そんなん初めからわかった中で指定管理をするということでスタートしているということやねん。

_____(削 除) _____

一だから、少なくても、少なくてもと言ったら言い方はあかんか知らんけど、今のこの段階では、市長が言われたとおりに一切負担しませんという形をとらないと。それと、また私がこんな助け船を出したらあかんけども、後日市長とも修繕で協議するということがありますと言って生かしていくんだったらいいけども、今そう言われたら、さっきも言ったように、私は反対する気はないと言っているけども、ころころころ変わってきたら、ほかの人は皆理解してくれるか知らんで。とてもじゃないけど当初の出発点と、今こう言って、8月にオープンするねんと言って、指定管理も募集するねんと言ってしている中で、やっぱり大事なことやんか。何遍も言うけど、株式会社道の駅かつらぎという会社ができた。その人らが全部負担せなあかんと思って応募してくるのか、いやいや、役場の方で一部負担してもらえ

るねんと言って応募してくるのか、これは一番大事なことだと思うから、そこらをこの委員 会ではっきりしとかないと応募できなくなると思いますよ。どうです。

西井委員長 副市長。

生野副市長 再度答弁させていただきます。先ほど来、私の答弁が誤っていたわけでございまして、 ライフサイクルコストにつきましては、指定管理者が全て行っていただくということでございます。そして、大きなことが起こりました場合につきましては、市の方と協議願うことは当然かと思うわけでございます。そして、修繕につきましては、あくまでも募集の中で、先ほど来申し上げますように、1件20万円以下の場合につきましては指定管理者が行う、そして、それを超える場合につきましては市の予算内で行うということでございます。また、その他修繕が必要とある場合につきましては市と協議を行っていただくというような募集の予定をいたしておるわけでございます。再度申し上げます。道路情報棟、駐車場、多目的広場につきましても、指定管理者の方で行っていただくということでございます。 以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今の副市長の答弁では、1件20万円以上の分については市が負担しますよと、それはうたいますと。今言ったように、維持管理については全て管理者の負担ですよということを明記するということでいいわけですね。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 これは5カ年やから多分言っているのかなと思って聞いているけども、副市長、ライフサイクルコストというのはどういう理解をされていますか。単純に維持管理だけということを考えられているのか。ライフサイクルコストというのは、実は減価償却を見込んだ言葉なんですよ。それで、定率、定額どっちをとるにしたかて、定額だったら毎年同じ金額をずっと減価償却していくけども、定率であれば、初年度から、今言っている償却資産ですから、金額が高いんですよ。せやから、ライフサイクルコストというのを確認しておかないと大変な話になる。せやから、ライフサイクルコストを負担しませんと言っているから、これはそれでよろしいですね。道の駅かつらぎの人が負担するという前提で、もう契約しますと明言してあるからそれでいいけども、本当にそれでよろしいですね。

西井委員長 生野副市長。

生野副市長 私がライフサイクルコストというのを申し上げたわけでございますが、これにつきましても、維持管理の経費ということでご理解いただくようお願いいたしたいと思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

阿古委員。

阿古委員 とにかく、維持管理の部分については指定管理者が行いますよという理解の仕方ですね。 せやから、今言っているライフサイクルコストの、償却していくそのウエートが非常に高い んですよ。せやから、それが、建物を仮に8億円にしたって、将来また8億円の建替えが必 要になってくるときがあるし、それから、修繕に至っては20万円まではやる。5年以内に限 っていえばそんな大きな破損もないだろうという形の中では、5年間だけはいけるかもわか らへんけども、これが10年とか15年とかで見たときには非常にウエートが高くなってくるから言うんですよ。せやから、市の持ち出しはというのは、市は負担しませんというのは、維持管理の部分については負担しませんと明言はできるという理解の仕方ですね。ライフサイクルコストについて、いきますよという答弁ではないんですよね。それだけ、再度。いきますと言ってくれたらよろしいんです。指定管理者がちゃんとやってくれるようにやりますといってくれたら一番ベスト。

西井委員長 副市長。

生野副市長 再度申し上げます。維持管理等の経費につきましては、指定管理者で行っていただくわけでございます。修繕につきましては、先ほど来申し上げていますように、5年間の指定管理でございますので、この5年間につきましては、20万円以上については市の方で予算の範囲内で行うということでございます。今後また、5年後につきましては、再度指定管理者を募集するときに検討してまいりたいというように思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

内野委員 今この条例を見させていただいて、非常に市民にとって使いやすい道の駅を考慮しているなと思った部分が、この時間帯であります。他の道の駅を調べてみますと、午前9時とか9時半とかに始まって、大体午後6時で終了されるんですけども、この道の駅かつらぎに関しては、朝も若干1時間ほど早く、また夜の7時、8時までやっておられるということで、非常に評価すべきところであります。特に独身男性などが夜の食事もここでとっていただけるのではないかなと、そういうふうにも思いますし、また、高齢者にとっても、非常に朝も早いということで、お食事もここでしていただけるんじゃないかなというふうにすごく感じたところでございます。

また、市民にとって使いやすい道の駅ということで、葛城市は特に子育て施策に力を注いでいただいておりますが、この多目的室の中にあるのかどうかお伺いしたいんですけども、 授乳室に関してはいかがなものかと。そこのところを教えていただきたいんです。

西井委員長 土谷部長。

土谷都市整備部長 都市整備部の土谷でございます。ただいまの内野委員からのご質問で、多目的室の方に授乳室があるかどうかというご質問だと思いますが、現在の工事が発注されている建物の計画の中で、多目的室の中に授乳室というものは残念ながら計画されておりませんでして、今後につきましては、またソフト面の中心となっていただいている産業観光部の方と、また近鉄の方と調整しながら、検討は進めていきたいというふうに考えております。

西井委員長 よろしいですか。

以上です。

内野委員 どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

また、もう1点なんですけれども、この道の駅は教育の場におきましても、食育にすごく マッチした場所であると思うんですが、特に高齢者に愛用してもらえるということで、高齢 者に対しての配慮等が何かありましたら教えていただきたいんですが。

西井委員長 市長。

山下市長 どういう形で配慮するのかというのは、これから募集した業者との話になると思いますけ ども、要項の中には入れられないですけども、こちらの市の要望としては、やはり配食をしていただいたりとか、持ち帰りができるような弁当等、そういう総菜関係の充実をしていた だくというような形で、それを提供していただけるようなものにしていただきたいという要望、要請というのは行っていきたいと思います。

それと、今のところ、来年の2月からバス網が再構築されて市内を循環いたします。当然 この新しい道の駅もターミナルの1つになってまいりますから、市内の市民にそれを使って いただいて、お買い物やお食事に出かけていただけるように配慮してまいりたいというふう に思っております。

西井委員長 内野委員。

内野委員 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。 以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 先ほどの答弁が漏れていましたので、第6条の中で休館日の方ができるとなっているところで、休館日は考えておられるのかという質問をしたわけやけども、その答弁がなかったので、再度お願いしたいと思います。

西井委員長 副市長。

生野副市長 申しわけございません。この第6条の休館日についてでございますが、基本、365日、 1年間全て開館という予定になっておるわけでございます。ただし、メンテナンス等、その 他休館が必要となった場合につきましては、指定管理者が市長の承認を得て、条例にありま すように、全部または一部休館することができるとなっておりますので、基本は全て開館日 ということでございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、副市長の言うように、基本的には休みはないということでいいわけやな。ただ、緊急 的に修繕せないかんとか、あるいはリニューアルせないかんとかいうときには、市長の許可 を得て2日、3日とめますよと、そういう解釈でいいということやな。はい、わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 先ほどのものも私は全然理解できていないんですけど、ライフサイクルコストは全て指定管理者でということですね。ライフサイクルコストの中に維持管理が入っているわけですよね。修繕費もその中に含まれているということですか。でも、修繕費は、20万円以上は市が負担ということですね。市民の方でも、やっぱりお話していたら、これに賛成している方は、建てるだけで後は一切出さないんだからいいんじゃないかという人もたくさんいらっしゃる

ので、やはりこれも市民に対して説明しておかないと、私はこれで、はい通しましたとは言 えないから、それは市民の方にも言っていただきたいし、私もまだ完全に理解できていない んです。

西井委員長 副市長。

生野副市長 先ほど来、阿古委員の質問の中にありましたように、ライフサイクルコストの私の認識 不足もあったわけでございまして、維持管理経費に係る分につきましては、全て指定管理者 で行っていただくというご理解をお願いいたしたいと思います。そして、先ほど来申し上げ ていますように、修繕につきましては、20万円を境に、以下につきましては指定管理者、そ れ以上につきましては市の予算の範囲内で行うということでございまして、ただし、5年の 指定ですので、5年後の再指定を行うときにつきましては、詳細について再度協議を行って いきたいというように思っております。

以上です。

西井委員長 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

阿古委員。

阿古委員 まず、この条例の制定については、当然市の施設として持つわけですから、制定することについては決して反対ではないんです。ただ、さっき申し上げたように、手続が余りにも議会を軽視しすぎているというのは問題だというふうに思います。民間の会社だからといって、実際には行政と話し合って問い合わせを受けているわけですから、いついつこういうことをします、その時点で本来は、よく放送なんかでも、市民の代表としての議員の皆さんの姿を見てくださいというように放送されるんですよ。市民の代表がまだ了解していないことについて、行政が、いや、もうそれはスタートしていいですよと、条例を制定する前にスタートされるということが、果たして行政の姿勢として、議会に対する姿勢として正しいのかというと、私は大きな問題があると思います。

それで、この条例に関していろいろ議論というか質問した中で、見えてきたことがあります。気持ちとしては、行政は建てるだけですと、建てたら後は民間の会社というか指定管理者に全部やってもらいますというスタートだったと思うんですよ。せやけど、現実を見ると、お話を聞いていると、言っていることと実際に行われようとしていることのギャップが大きすぎる。せやから、これがかなりの金額になるということですよ。当然、建物もしかり、修繕のアスファルト1つにしても整備もしかり、それがかかってくる。これが全て将来の葛城市の財政の負担として来るということが、今回の質問で見えてきた。じゃあ、そのギャップをどうやって埋めるのかというと、私は、当初言われた言葉をできるだけ早い時期に、この道の駅かつらぎがスタートするまでに市民の方に伝えるべきだと思います。そうしないと、市民に偽りというか正しくない情報を提供してスタートしてしまうことになる。それはやは

りしてはいけないことだと私は思います。

それを考えると、この条例自身の制定には別に反対というわけではないんだけども、かなり問題が大きいということで、私はこれは苦言を呈して、賛成はできないのかなと思います。 以上です。

西井委員長 ほかに討論はございませんか。

副委員長。

西川副委員長 議第65号、葛城市道の駅かつらぎ条例を制定することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

平成28年秋オープンを目指し着々と事業を進められている葛城市道の駅かつらぎは、本条例に定めている設置目的をもって公の施設としての位置づけをされており、第3条で規定する事業目的を、指定管理者により経営等を行わせることができることになっております。指定管理による事業の設定に当たっては、ライフサイクルコストに係る維持経費については指定管理者の条件に考慮されておりますので、将来にわたる経営管理に要する経費を削減できるようになろうかと思います。

また、指定管理者制度を導入することにより、市民にとっては、受益者の満足度を上げ、 より多くの利用者を確保しようとする民間経営の発想を取り入れることでサービスの向上が 期待できる。業者にとっては、より多くの利益を得ることによって新たなビジネスチャンス が生まれることになります。

この条件により、効果的な事業の設定を行い、地域に対する経済的効果を十分発揮していただくことを切にお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

西井委員長 ほかに討論はございませんか。

吉村委員。

吉村委員 葛城市道の駅かつらぎ条例を制定することについて、反対の立場で討論します。条例は制定が必要なことですし、反対するつもりはなかったんですけれども、いろいろ答弁とかを聞いていましたら、やはりやり方の、短期間であるということもそうですけれども、当初の私が思っていた市長の言葉と違うということで、やっぱりまだ理解できない、納得できないということで、反対せざるを得ないというふうに思っております。

以上です。

西井委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第65号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、議第65号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時07分

再 開 午後1時30分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、議第66号、平成27年度葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程になっております議第66号、平成27年度葛城市一般会計補正予算 (第4号) につきましてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、地方創生先行型の地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の上乗せ事業といたしまして、このたび国の事業採択を受けたことによります補正でございまして、内容につきましては当常任委員会の所管となるものでございます。

それでは、補正予算書に基づきましてご説明いたします。 1ページをごらん願いたいと思います。

平成27年度葛城市一般会計補正予算(第4号)でございます。全体といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,495万円を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ168億8,058万7,000円といたすものでございます。

それでは、事項別明細書の4ページをお開き願いたいと思います。歳出の事項別明細書から説明させていただきます。

2 款総務費の1項総務管理費、12目の地域住民生活等緊急支援交付金事業費でございます。 補正額は5,495万でございます。番号制度対応IC標準システム構築業務委託料、公式SN S構築業務委託料、相撲観光創造事業委託料などとなっております。

続いて、歳入に移らせていただきます。 3ページをお開き願いたいと思います。

13款の国庫支出金、2項1目の総務費国庫補助金でございます。補正額は5,000万円、地域住民生活等緊急支援のための交付金となっております。

続いて、18款の繰越金、前年度繰越金445万円の追加でございます。

続いて、19款諸収入でございます。 3 項 4 目の雑入で、補正額50万円の追加でございます。 相撲観光創造事業を広域で実施する中での桜井市からの負担金でございます。

以上、簡単ではございますが、本補正予算につきましての説明を終わらせていただきます。 よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

内野委員。

内野委員 4ページなんですが、12目の13節の委託料なんですが、公式SNS構築業務委託料、これ はネットワークのセキュリティーかと思うんですが、この内容を教えていただきたいことと、 その下の相撲観光創造事業委託料の内容もお聞かせ願えたらなと思います。 西井委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。よろしくお願いします。

SNSの件でございます。ソーシャルネットワーキングサービスとは、人の人とのつながりを促進、サポートし、その場を提供するコミュニティ型の回線のサービスとなります。ソーシャルネットワーキングサービスの主目的は、住民と行政の間のコミュニケーションを図るためにつくるものでございます。利用者はサービスに会員登録することで利用でき、タイムリーな情報を相互に享受することができることになります。具体的な運用例では、ツイッターとかフェイスブック、LINEなど、地域が運営する地域のSNS等がございます。

当市といたしましても、この交流サイトでございますSNSを作成することにより、市民の声を広く行政に反映することを目的としております。現在、スマートフォンとかが普及している中で、素早く効率的に行政サービスを提供するために、情報インフラとしてSNSの活用が必要であると考えます。利用につきましては、平常時、道路陥没や不審者情報等を提供するようなシステム、身近な情報を相互に行いたいと。災害のときには、リアルタイムで不特定多数または特定の利用者から被災情報を提供いただくためのツールとしても利用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

西井委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 商工観光課の岸本でございます。よろしくお願いいたします。

今ご質問いただきました相撲観光創造事業についてでございます。こちらの事業につきましては、葛城市と桜井市、香芝市の広域の連携によって行うものでございまして、主な内容といたしましては、相撲サミットの開催、それと、相撲の情報を中心とした雑誌によるPR、また、相撲に特化した観光PRの映像の製作を柱としております。

相撲サミットにつきましては、会場につきましては當麻文化会館、相撲館及び農村広場で予定しております。内容につきましては、力士によります講演、また、有識者、力士を交えましたパネルディスカッション、そして、参加市町村によります相撲観光の共同宣言等、また、相撲館におきましては、人気力士、関取等によります握手会、初切等の相撲イベント並びに相撲体験、また、農村広場におきましては、ちゃんこなどのマルシェの開催を予定しているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 一般会計の補正ということで、平成26年度の繰越しプラスこの事業というふうになっていると思うんですが、この中で事業費が5,000万円、国の100%補助、ここで495万円の市単独事業が入っているわけやけども、例えば備品購入費、こういうようなものについては補助対象にならないのかと思うのと、補助対象にならない、歳入があるから使うんやという考え方でいくのか。この備品購入費はどういうものを使われるか知らんけども、それとか、今聞いていたら報償費、恐らくサミットの謝礼になっていると思うけども、この旅費20万円、これ

が4カ月の間でどういうところへ、上京旅費が入っているのかということと、できるだけこういう100%補助については、きちっと5,000万円しか組んだらあかんとは言わないけども、前回、繰越しで見ていたら、1億900万円余りの事業で570万円しか単独で使っていない。今回、5,000万円に対して約1割ほど単独が入っている。例えば、サミットをするとしたら、補助事業の中で報償費の賄いをできないのか。有利な補助事業を使っていくとしたら、100%入れよとは言わないけど、できるだけそれに近い配分をすべきではないのか。この旅費20万円は恐らく上京料と違うのかというふうに私は思うわけやけども、そこらの考え方はどうなっているのかということと、それから、今この時期にこれだけ大きな予算を組まれていって、本当に3月までに執行できるのかということと、今、12事業が既に発注も終わって、プレミアム商品券7,000万円、これは委託してあるやつだからどんどんできるやろう。あと3,000万円余りの執行が今どのぐらいになっているのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

西井委員長 岩永課長。

岩永企画政策課長 企画政策課の岩永でございます。

私の方から、まず庁用備品購入費の50万円について説明させていただきます。こちらに関しては、3カ所ございますサテライト市役所の職員に対してタブレット型のパソコンを配備させていただいて、住民の相談とかの時にインターネットを利用して、その画面を見ながら説明できるようにということで3台。それと、あと、職員がSNSを見ながら行動ができるようにということで、持ち運びできるタブレット型のパソコンを1台、計4台を購入する予定でございます。それと、こちらの方の備品購入費は、今のこの交付金の対象となっております。

それと、講師謝礼でございます。講師謝礼の方は、こちらのサテライト型市役所の推進事業の方で組ませていただいております。こちらの方は、マイナンバー制度の個人番号カードの普及を考えておりますので、そちらのマイナンバーの関係の講習会を市民にするための報償費ということで考えておるところでございます。

西井委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 商工観光課の岸本でございます。

旅費につきましては、相撲観光創造事業の方で組ませていただいている部分でございまして、こちらにつきましては、相撲関係者等との打ち合わせ、もしくはご依頼に伺わなければならない場合を想定しまして、東京両国方面の方へ2人、1泊で2回という形で予定しております。また、大阪へ数回の分を含んでおります。

以上でございます。

西井委員長 副市長。

生野副市長 岡本委員ご指摘の5,000万円の補助金、あと桜井市からいただく50万円ということで、全ての事業費は5,050万円が補助になるわけでございます。その中で単独部分が445万円あるわけでございますが、これにつきましては、委託料の2件、番号制度対応IC標準システム構築委託料なり公式SNS構築業務委託、そして相撲観光創造事業委託料ということで、3

つの委託を組ませていただいているわけでございます。その中で、やはり国の方からいただく補助金でございます。5,000万円を全て執行いたしたく考えておるわけでございます。その中で当然、契約することにつきましては契約差金等が発生します。岡本委員ご指摘のように、補助のみを組んでいますと、当然、差金等で補助金の執行割れが出てくるのも予想されますので、445万円の単独部分を組ませていただきまして、5,050万円の全ての執行を考えておるわけでございます。

なお、445万円は単独費でございますので、契約関係で5,000万円を若干オーバーする場合 も考えられるわけでございますが、この一般財源部分については、差金等を考えまして、執 行残ということになろうかというように考えております。以前から各委員がご指摘のように、 せっかくいただく国の補助ですので、100%補助の事業という中で、やはり全て執行できる ようにするには単独費も幾らか組ませていただきまして、そういう中での発注をしていきた いというふうに考えております。

以上です。

西井委員長 米井部長。

米井企画部長 企画部長の米井です。

委員ご質問の地域創生先行型、当初12事業ございまして、1つは消費喚起型のプレミアム商品券、これにつきましては委員ご指摘のとおりでございます。残り11事業、総合戦略策定を含む11事業につきましては、全て契約行為が終わって、3月の事業完了に向けて現在進行中という状況でございます。

以上でございます。

西井委員長 副市長。

生野副市長 1点答弁漏れがございました。岡本委員ご指摘の年度内執行というご質問であったかと思います。これにつきましては、平成28年3月31日で全て事業は完了するということでございます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 今、それぞれ課長、副市長、部長からお聞きいたしました。

備品購入、桜井市からの負担金、これも補助事業の中だと。それを充てているから補助の 対象になって備品を買うと、こういうことやな。

(発言する者あり)

岡本委員 違うのか。そしたら後で教えてくれたらいい。

旅費は、東京あるいは大阪へ行くということやな。その中で、大きな金額をかけて行って、 どれだけ市に対してのメリットが出てくるのかということを教えていただきたいというのと、 それから、副市長の方から、100%補助だから、きちっと組んだら契約差金も出てくると、 おっしゃることはよくわかる。せやから、ここでわからないけども、445万円の単独費の中 でできるだけ残す努力をしてもらわないと、今おっしゃるように、例えば予算もないのに契 約できないということだから、契約差金として残るであろう、単独も当然組まないといけな いと思うから、全部残せとは言わないけども、大半は残せるやろうという解釈でいいわけで すね。

西井委員長 市長。

山下市長 どんなメリットがあるのかということですけども、私もいろいろと観光PRに行かせてい ただきながら、いろんな方とお話をするんだけれども、「葛城市は相撲発祥の地なんです」 と言うと、「え、そんなこと私、今回聞き初めですわ」と、「葛城市自身も知らないですし」 と言われることがほとんどです。奈良県以外のところでPRしておりましても、相撲発祥の 地だということを知らない方がほとんど。日本国内でもそうですから、もちろん海外に行き ましても推して知るべし。日本の中に葛城市というのがあることを知らない世界中の人らが 大半というか、ほとんどですから、これから葛城市が観光業というのを振興していこうとす ると、何が売りになるのかということを考えたときに、この間から海外プロモーションもさ せていただいていますけども、奈良県の中で、東大寺、法隆寺とか唐招提寺とか、いろんな 有名なお寺がある。もちろん世界遺産にもなっているようなお寺がある中で、その中で當麻 寺に来てくださいと言われても、選ぶのは向こうですから、やっぱり有名なところからしか チョイスはされないというところがあります。でも、うちが唯一無二というか、葛城市がオ リジナルだというふうに言える中で、外国人やいろんな人の気持ちを引けるというのは、や っぱり相撲発祥の地だというところだと思います。しっかりといろんな形でアピールしてい きながら、葛城市が相撲発祥の地であるということを、サミットを開催するということで耳 目を集めるということと、雑誌等をつくらせていただきながらそれで見ていただき、また、 相撲館を初めとした葛城市に来ていただくというきっかけにする作業になるんだろうと思い

観光というのは、これだけやればどれだけの答えが出るかということは、はっきり言って わからないんですけれども、聞いたことがないとかいうところに対して行こうという気には ならないと思いますので、聞いたことがあるよと言ってもらえる地域にするために、葛城市 の一番の近道は相撲だろうと思いますし、そのPRに力を注いでいこうというふうに考えて おります。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 市長の方から観光についての答弁をいただきました。確かに葛城市を売り込みに行くのは 大事なことだというふうに思いますけども、それに加えて、すぐにメリットは出てこないか わからないけども、やはり地元に還元できるというのか、そういうふうなことも大事である。 今、市長がおっしゃるように、一遍にはいけないということも理解はできますけども、やっ ぱりそういうことも考えながら、また今後続けていってもらいたいなというふうに思います ので、よろしくお願いしておきます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

阿古委員。

阿古委員 イメージがまだ湧かないので、1つずつ教えてもらいたい。

番号制度対応IC標準システム構築業務委託料1,600万円、そのことについては、まず内

容を説明お願いします。

西井委員長 松村課長。

松村情報推進課長 情報推進課の松村でございます。どうぞよろしくお願いします。

10月1日から番号法が始まりまして、間もなく皆さんのところにも通知カードが届くと思います。1月から本来のマイナンバーカードが交付申請できて、交付されるわけでございますけれども、この交付カードの中にはICチップというものが含まれております。その中には、公に使われる公的個人認証の部分が含まれるわけでございますけれども、4割程度は空き容量ということで、自由に使える部分がございます。それを利用するには、市町村が条例を定めるということで独自利用できますというふうになるわけでございます。しかしながら、この空き容量をどういう形で使うか、自由に使えるわけではございません。というのは、この中で決まっているフォーマットがあります。それが今、番号制度対応のIC標準システムという形のものでございます。

これにつきましては、地方公共団体情報システム機構、J-LISというところでございますけれども、そこがフォーマットを踏まえた形で、上にアプリケーションを載せることができるという仕組みでございます。一番初めに、その空き容量にその標準的なシステムを載せる作業というのが必要となってきます。その後で追加のアプリを積んでいけるというようなものが、今回のIC標準システムであろうというふうに考えております。まず今回につきましては、この標準的なシステムを構築するとともに、葛城市のマイナンバーカードを図書館カードとして利用できるカードにしていくというのが今回の予算の目的でございます。以上であります。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 非常にわかりにくい。図書館カードの機能を今回はこの1,600万円の中で構築しますよという理解の仕方の部分として、そのシステム、アプリをつくるに当たっての業者渡しの作業量が1,600万円ですよと。せやから、ハード部分はないんですね。機械等のハード部分、例えば、I Cですから、当然図書館で借りてきたら、図書館カードだから借りた本を入力したりとか、当然番号は読み取り用の機械がいるでしょう。それと、今度そのデータをI C チップに打ち込むためのハードが要るんでしょう。そういうふうなもの含まれていない、ただ単にシステム構築だけの費用が、業者がどこになるのか知らないけども、渡す構築費用が1,600万円だという理解の仕方でいいんですか。

西井委員長 松村課長。

松村情報推進課長 今のご質問でございます。標準システムという部分、もともとのベースをつくる 費用と、図書館の対応をする費用、今回は両方の費用で1,600万円ということでございます。 その上にアプリを構築しなくても、もともとのベースをつくる費用というのはおのずから必 要となるものでございますので、今回は図書館カードでございましたけれど、今度、印鑑カードを載せたいというときには、今のベースの部分に図書館のアプリを載せるという形になるわけでございます。そのハードにつきましては、マイナンバーカードにその情報を入れるためのシステムというハード分はまた必要になります。その部分につきましては、個人を認 証するためのシステムということで、認証できるだけのサーバーと端末という形の部分が必要とはなります。それは今回の中に含まれております。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 公式SNS (ソーシャルネットワークサービス) 構築業務委託料550万円ですけども、さっきの説明だと、例えばスマホなり等でサイトの方につなげるわけですね。つないで書き込みをする。それで、今度は逆に書き込まれた方から返信も、交互にあるべきものがソーシャルネットワークだから、一方じゃないですよね。それの業務委託料ということだから、これはどこかに委託に出されるんですね。市役所でやるわけではない、外部委託される、サイトというか、そういうのをつくられるということなのかな。

西井委員長 米井企画部長。

米井企画部長 企画部長の米井でございます。

今回のSNSにつきましては、外部に委託して作成していくという形になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 まず作成の業務委託、構築の業務委託ですね。せやから、運用部分についてのものは入っていないんですね。パッケージとしてつくり上げてもらうための費用なのかな。

西井委員長 米井企画部長。

米井企画部長 まずシステムを構築させていただきまして、当然、会員登録をしていただくというのが一番大事でございます。正確な情報を市に対して提供いただくというのが大事でございますので、当然、市役所職員の操作研修会、そして、市民の方々に対する周知、操作説明会等も中に入れてやっていこうというふうには考えております。運用は入っておりません。まずは構築して実施させていただいて、新年度から運用費がかかってくるかもわかりませんけど、現状はそういう形で、まずは構築させていただきたいということでございます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 相撲観光創造事業委託料3,250万円、さっき3つの主な事業、サミット、それと雑誌、それと映像という話だったと思いますけど、事業の金額振り分けだけ聞かせていただきたい。

西井委員長 岸本課長。

岸本商工観光課長 こちらの事業につきましては、3つの部分を1本で1業者に委託したいと思って おりまして、おおむねでございますが、サミットにつきましては1,150万円、雑誌につきま しては1,200万円、映像が900万円という形でございます。

西井委員長 阿古委員。

阿古委員 今1業者でとおっしゃったんだけども、するとイベント会社なのかな。サミットも映像も、 そのイベント会社が下請に出してされるような会社を公募されるんでしょうね。これはまた 契約か何かのときに聞ける可能性がありますから、とっておきます。

何で事業内容を確認させてもらったかというと。その事業で終わって、もうそれで使い切ってしまって、あとは要らないというんだったらいいんだけども、例えば、その事業を立ち

上げることによって、通年これから幾ら幾らかかってきますということがあれば、それは今 度補助金外でやらないといけないから、市の単費の中で出て行く費用になってしまうから、 事業内容を詳しく聞かせてもらったんですよ。

それで、今回この手の事業で12事業をやっている、もう終わっている事業もありますけど、 僕は大切なことというのは、後の成果分析をやっていただきたい。この事業をやりました、 やって、それで終わってよかったですねというんじゃなくて、それだけのお金を使ったんだ から、どういう成果がありました、もしくはこの部分が足りませんでしたという分析を必ず やっていただきたい。そうすると、また次の新たなステップに進むことができる。

あえて細かく聞いたのは、その2点があったからです。もう質問はそれぐらいにしておきます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第66号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第66号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時00分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 西井 覚